

**臨海部広域斎場の利便性向上を進めるため、  
臨海部広域斎場組合の規約を変更します。**

第91号議案 臨海部広域斎場組合規約の変更について

増加する火葬・葬儀の需要にこたえるため、臨海部広域斎場の火葬炉等の増築や既存施設の修繕等を計画的に進めていく方針となりました。これに伴い、組織区(品川区・港区・目黒区・大田区・世田谷区)の費用負担等について現行規定の見直しが必要となったため、「臨海部広域斎場組合規約」の変更を行います。

**委員会での質問**

**Q** 火葬炉や葬儀会場等の増築・施設整備について、今後のスケジュールは。

**臨海部広域斎場とは**

火葬需要の増大を見据えて、品川区・港区・目黒区・大田区・世田谷区の5区で組織された臨海部広域斎場組合(一部事務組合)により設置された斎場です。火葬場やこれに併設する葬儀会場の設置および管理運営に関する事務を5区で共同処理しています。

**A** 2030年度より稼働できるよう進めていきますが、他斎場の動向や事業環境の変化等を注視し、必要に応じて計画の精査・見直しを行います。

**ぷりすくーる西五反田などの指定管理者が決まりました。**

第92号議案～第97号議案 指定管理者の指定について

指定管理者を指定した施設と指定管理者は以下のとおりです。指定期間は平成31年4月1日から5年間です。

**委員会での質問**

※第97号議案についての質問です。

**Q** 区立品川健康センターおよび荏原健康センターの管理を行う指定管理者を選定した判断基準は。

**A** 提案に様々な工夫がみられ、特に光熱水費の削減について具体的な提案があり、選考における得点も8割以上であったため、選定しました。

議案番号	施設	指定管理者
92	区立ぷりすくーる西五反田	特定非営利活動法人子育て品川
93	区立東大井地域密着型多機能ホーム	株式会社大起エンゼルヘルプ
94	区立心身障害者福祉会館	社会福祉法人品川総合福祉センター
95	区立上大崎つばさの家	社会福祉法人げんき
96	区立発達障害者支援施設	社会福祉法人げんき
97	区立品川健康センター	住友不動産エスフォルタ・NTTファシリティーズ共同事業体
	区立荏原健康センター	

**指定管理者制度とは**

普通地方公共団体が指定する法人その他の団体に、公の施設の管理を行わせる制度です。公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ住民サービスの向上を図るとともに、経費の縮減等を図るために導入されました。

**議案審議**  
— 平成30年第4回定例会 —

**品川区のこのようなことが  
決まりました**

会期14日間:平成30年12月6日～12月19日

今回審議した議案等は

区長提出議案……………16件  
請願・陳情……………19件  
計35件

※上記のうち、主な議案を以下のとおりご紹介します。

**新たな障害児者総合支援施設が10月1日から開設予定です。**

第83号議案 品川区立障害児者総合支援施設条例

障害児および障害者の福祉の増進を図るため、地域生活の支援拠点となる品川区立障害児者総合支援施設を南品川三丁目7番7号に設置します。これに伴い、条例を整備するとともに、品川区立児童学園条例を廃止します。

**委員会での質問**

**Q** 開設が10月に遅れることに伴い、4月から代替施設で実施する事業は。

**A** 生活介護と就労継続支援B型であり、4月から、こみゆにていぶらぎ八潮を代替施設として実施予定です。



品川区立障害児者総合支援施設完成予想図